

○厚生労働省令第百六十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）  
第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二  
条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正  
する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

厚生労働大臣 武見 敬三

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定  
薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物  
及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部  
を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百十五号。以下「法」という。) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一 二百三十六 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>二百三十七 二百二十九 (略)</p> <p>二百三十 六a・七・八・九・十・十a―ヘキサヒドロ―六・六・九―トリメチル―六H―ジベンゾ「b・d」ピラン― ールの三位に直鎖状アルキル基(炭素数が三から八までのものに限る。) が結合する物であつて、一位、三位及び六位以外にさらに置換基が結合して いないもの及びこれらの塩類</p> <p>三百三十一 (略)</p>	<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百十五号。以下「法」という。) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一 二百三十六 (略)</p> <p>二百三十七 六a・七・八・九・十・十a―ヘキサヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六H―ジベンゾ「b・d」ピラン― ール及びその塩類</p> <p>二百三十八 三―ヘキシル―六a・七・八・九・十・十a―ヘキサヒドロ―六・六・九―トリメチル―六H―ジベンゾ「b・d」ピラン― ール及びその塩類</p> <p>二百三十九 三百三十一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三百三十二 (略)</p>

## 附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。